

社援発 0318 第 60 号
令和 6 年 3 月 18 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長

女性支援事業の実施について

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 4 年 5 月 19 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）（以下「法」という。）が成立したところ。

今般、法に基づき、困難な問題を抱える女性が、適切な支援を受けることのできる体制整備を図るため、別紙のとおり「女性支援事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

女性支援事業実施要綱

1 目的

女性支援事業は、法に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備するものであること。

2 対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）。

女性とは、生物学的な女性のほか、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成 15 年法律第 111 号）第 3 条第 1 項の規定による性別の取扱いの変更の審判を受け、同法第 4 条第 1 項の規定により女性に変わったものとみなされる者も含まれる。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。

3 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、以下の 4（2）については都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市、4（5）については、都道府県とする。

4 事業内容

（1）都道府県本庁及び市町村本庁

- ① 都道府県本庁は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和 5 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 111 号。以下「基本方針」という。）に即して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めること。
- ② 市町村本庁は、基本方針に即して、基本計画を定めるよう努めること。
- ③ 都道府県本庁及び市町村本庁（以下「都道府県本庁等」という。）は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される支援調整会議の設置に努めること。
- ④ 都道府県本庁等は、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、女性が困難な問題を抱えた場合に適切な支援を受けることができるよう啓発活動に努めること。
- ⑤ 都道府県本庁は、女性相談支援センター等が行う女性支援事業の適正な実施を期し、その効果を一層高めるため、これに対して指導監督を行うこと。

- ⑥ 都道府県本庁は、管内の女性自立支援施設における保護、医学的又は心理学的な援助及び自立支援等の適正な実施を期するため、各女性自立支援施設に備えている帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査すること。
- ⑦ 都道府県本庁等は、女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等について、研修を実施し、これら職員の資質向上に努めること。
- ⑧ 都道府県本庁等は、上記のほか、法の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずること。

(2) 女性相談支援センター

- ① 法に基づき、都道府県は女性相談支援センターの設置が義務付けられているところ、その設置か所数については、地域の実情に即したものとすること。
- ② 女性相談支援センターの設置に当たっては、その機能を十分発揮できるよう特別の考慮を払うとともに利用者等の心理的影響をも考慮してその設置場所を選定すること。

なお、他の関連する相談所や施設との総合的有機的運営を図るため、これらの相談所や施設と併設することも差し支えないこと。

- ③ 都道府県の行うべき女性自立支援施設への入所及び退所の決定並びに移送及び被服等の給付の決定及び実施は、女性相談支援センターの所長に行わせること。
- ④ 女性相談支援センターの役割は、法第9条第3項により、
 - ア 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、女性相談支援員又は相談を行う機関を紹介すること
 - イ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと
 - ウ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと
 - エ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
 - オ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。具体的な役割や業務の内容については、別添1「女性相談支援センターガイドライン」によるものとする。
- ⑤ 女性相談支援センターは、支援の対象となる女性の抱えている問題及びその背景となる状況、女性の心身の状況等を適切に把握し、丁寧なアセスメントを行った上で、その女性の意向を踏まえながら、支援を行うものとする。
- ⑥ 女性相談支援センターの職員配置及び設備等については別添2「女性相談支援センター設置要綱」によるものとする。
- ⑦ 女性相談支援センターは、支援対象者が帰郷若しくは帰宅する場合や、社会福祉関係施設への入所又は病院へ入院等の必要がある場合に、原則として乗車船券等の現物給付の方法により支援を行うものとする。
- ⑧ 女性相談支援センターが行う医学的援助は、支援対象者に対する軽易な疾病治療又は医療機関において治療を受けるまでの応急処置程度のものを行うこと。
- ⑨ 女性相談支援センターは、女性相談支援員と連携を図るものとする。
- ⑩ 一時保護（法第9条第7項又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。以下同じ。）は、緊急に保護することが必要と認められる場合等に行うものであり、衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、健康状態の把握、医学的又は心理的支援等必要な援助を行うこと。

なお、一時保護はあらかじめ同意書等により本人の意思を確認した上で行うこと。

- ⑪ 一時保護所における、日常生活に直接必要な被服等の提供は、支援対象者からの申請に基づき、必要の有無及びその数量について検討し、原則として現物給付の方法によることと。

- ⑫ 一時保護を委託する施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の給付については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、支援対象者の処遇等について当該施設と緊密な連携を図ること。

なお、食事の提供に関しては、調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えないこと。

- ⑬ 女性自立支援施設への入所決定は、女性自立支援施設における保護、医学的又は心理学的な援助及び自立支援等を行うことが適当であると認める場合について行うこと。

なお、入所に当たっては、あらかじめ同意書等により本人の意思を確認した上で行うこと。

- ⑭ 女性自立支援施設の退所の決定は、支援対象者が退所しても自立することが可能である場合のほか、おおむね3月以上の長期入院が見込まれる場合等において、原則として女性自立支援施設からの協議に基づいて行うこと。

その際、支援調整会議等を通じて、退所後の支援方針等も検討すること。

なお、当該支援対象者がおおむね3月以内の入院加療の後に当該施設へ戻ることが明らかな場合は、退所の決定を行わずに引き続き入所・保護を行うよう女性自立支援施設と調整すること。

- ⑮ 女性自立支援施設の支援対象者が無断で退所し、その行方が明らかでない場合にも退所の決定を行って差し支えないこと。

(3) 福祉事務所

- ① 女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であることが想定される。

そのため、法第6条では、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、福祉事務所を含む関係機関との緊密な連携を図られるよう配慮することとされている。

本条に基づき、福祉事務所においては、

- ・ その業務を通じて困難な問題を抱える女性を把握した場合には、女性相談支援員又は女性相談支援センターを紹介すること。
- ・ 都道府県本庁、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設等が行う女性支援事業について積極的に協力すること。

- ② 福祉事務所は、法第5条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第8条の3の趣旨に基づき、必要な措置を講ずるよう努めること。

(4) 女性相談支援員

- ① 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む）は、人口規模、相談件数、ニーズ等を勘案するとともに、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の女性相談支援員を配置しなければならないこと。

- ② 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く）は、法第11条第2項の規定により、女性相談支援員の配置は努力義務とされているが、人口規模、相

談件数、ニーズ等を勘案するとともに、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の女性相談支援員の配置に努めること。

- ③ 女性相談支援員は、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に配慮するとともに、女性相談支援員は支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意すること。
- ④ 女性相談支援員の配置場所については、
 - ・ 市町村の女性相談支援員が、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものであることに留意し、福祉事務所などに配置することが望ましい。
 - ・ また、都道府県の女性相談支援員が、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援が受けられるよう、当事者の意思決定を支援し連絡調整を行ったり、また、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を行うものであることに留意し、福祉事務所などに配置することが望ましい。
- ⑤ 女性相談支援員の役割は、法第 11 条第 1 項により、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行うこととされているところ、具体的な役割や業務の内容については、別添 3「女性相談支援員相談・支援指針」によるものとする。
- ⑥ 都道府県又は市町村においては、支援に当たり、女性相談支援員が孤立することのないよう、個々の女性相談支援員の業務を十分にサポートする必要があるとともに、女性相談支援員が、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について、当該支援員が所属する部署の長が十分に配慮すること。
- ⑦ 女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であるため、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、任用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めるとともに、都道府県又は市町村においては、女性相談支援員をサポートする体制を整備すること。
- ⑧ 女性相談支援員は、その業務に関し、必要な事項について、所属機関の長に随時報告又は通知するとともに、所属する部署の長から指揮監督を受けるものとする。
- ⑨ 市町村の女性相談支援員は、女性相談支援センターと連携を図るものとする。

(5) 女性自立支援施設

- ① 都道府県は、女性自立支援施設が困難な問題を抱える女性の保護、医学的又は心理学的な援助及び自立支援等に必要不可欠であることに鑑み、都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること。

- ② 女性自立支援施設の運営は、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和5年厚生労働省令第36号）を遵守して行うものとする。
- ③ 女性自立支援施設への入所は、女性相談支援センターの所長が行う入所の決定に基づくものとする。
- ④ 女性自立支援施設長は、正当な理由がある場合のほかは困難な問題を抱える女性の入所を拒んではならない。
- ⑤ 女性自立支援施設の役割は、法第12条第1項により、困難な問題を抱える女性を入所させ、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他援助を行うこととされているところ、具体的な役割や業務の内容については、別添4「女性自立支援施設運営指針」によるものとする。
- ⑥ 被服等に困窮している困難な問題を抱える女性に対しては、女性相談支援センターの例により被服等を提供すること。
- ⑦ 女性自立支援施設長は、本人の意向を確認しつつ、退所することが適当である者の退所について女性相談支援センターの所長に協議するものとする。

なお、おおむね3月以内の入院加療を要する者のうち、退院後当該施設へ戻ることが明らかなものについては、女性相談支援センターの所長に通知し、引き続き入所・保護を行うようにすること。

また、支援対象者が連絡なく退所した場合には、速やかにその旨を女性相談支援センターの所長に報告し、対応について調整すること。

5 留意事項

- (1) 困難な問題を抱える女性のうち18歳未満の者、精神障害者、知的障害者又は乳幼児を同伴している者等児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による福祉の措置等他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と調整した上で行うこと。
- (2) 一時保護又は女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性が連絡なく退所した場合等における遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管すること。

ただし、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管すること。
- (3) 女性相談支援センターの職員、女性相談支援員及び女性自立支援施設の職員は、女性支援事業と密接な関連のある配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、人身取引対策制度、売春防止法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、生活福祉資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、母体保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、更生保護事業法、犯罪者予防更生法及び少年法等各般の制度について常に十分な知識を有するよう努めなければならないこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性の支援に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、その女性の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、年齢、障害の有無、

国籍等を問わずその人権を尊重し、その安全の確保に努めとともに秘密を保持すること。

6 経費

当該事業に要する経費の一部については、国の予算の範囲内において、別に定めるところにより負担又は補助するものとする。